

登録名義を有しない自動車の留保所有者による別除権行使を認めた事例

【文献種別】 判決／札幌高等裁判所
【裁判年月日】 平成29年3月23日
【事件番号】 平成28年（ネ）第318号
【事件名】 自動車引渡請求控訴事件
【裁判結果】 控訴棄却
【参照法令】 破産法49条、民法500条・501条
【掲載誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25545715

事実の概要

破産者Aは、平成25年9月18日、自動車販売店Bから普通自動車（以下「本件自動車」という。）を割賦販売により代金284万9,964円で購入した（以下「本件割賦販売契約」という。）。その際、Bの関連会社である信販会社Xは、A、B、X間の三者間契約の方式により、Aの委託を受けて、Aの本件割賦販売契約に基づく割賦代金債務を連帯保証した（以下「本件保証契約」という。）。

これらの契約及びX B間の自動車の割賦販売における保証方式の取扱いに関する基本契約により、①XはBから割賦代金の取立て及び受領の委任を受けるとともに、Aから委託を受けて割賦代金債務につき連帯保証すること、②Bは、Aに対する本件割賦販売契約に基づく債権を担保するため本件自動車の所有権を留保すること（以下「本件留保所有権」という。）、③Xが本件保証契約に基づく保証債務の履行としてBに対して割賦代金の残額を弁済したときは、Xは民法の規定に基づき、Bに代位して、割賦代金債権及び本件留保所有権を行使することができることが合意及び確認されている。

本件自動車は、Bを所有者として登録されており（以下、所有者名義での登録を指して「登録名義」という。）、その後も変更されていない。

Aは、本件割賦販売契約に基づき、平成27年3月5日までに、割賦代金につき55万0,064円を支払ったが、その余の支払いをしなかった。XはAに対し、支払期限を徒過した割賦代金の支払いを催告したが、Aは催告期間内に一部しか支払わなかったため、約定により平成27年3月26日の経過をもって、期限の利益を喪失した。

Xは、平成27年5月7日までに、Bに対し本件保証契約に基づき、割賦代金の残金299万9,060円を支払った。その後、Aは破産手続開始決定を受け、Yが破産管財人に就任した。

本件自動車をYが占有していたところ、Xは、保証債務の履行としてBに対して割賦代金の残金を弁済したことから、法定代位（民法第500条）により、当然にBが有していた本件留保所有権を別除権（破産法65条）として行使できると主張し、Yに対して本件自動車の引渡しを求めた。

これに対して、Yは、Xが本件自動車につき自己の登録名義を備えていないことから、本件留保所有権を別除権として行使することは破産法49条に抵触し許されない、本件についても、民事再生法45条の趣旨から再生手続開始時点において自動車の所有者として登録されていない留保所有者の別除権行使を否定した最二小判平22・6・4（民集64巻4号1107頁）（以下「平成22年最判」という。）の射程が及ぶ等と主張した。

原審（札幌地判平28・9・13LEX/DB25543728）は、Bの有する本件留保所有権が法定代位により当然にXに移転し、Xは本件自動車につき自己の登録名義を備えなくとも、本件留保所有権を別除権として行使できると解すべきである、平成22年最判と本件とは事案を異にする、と判断して、Xの本件自動車の引渡請求を認めた。それに対して、Yが控訴した。

判決の要旨

控訴審裁判所もXの請求を認めた原判決を是認し、Yの控訴を棄却した。

Yは、控訴審において、要旨以下のような主張を展開した。

①原審が法定代位の場合に本件留保所有権を別除権として行使するためにXが本件自動車の登録名義を備えている必要はないと判示した点について、「破産法49条の適用を除外するのは、迅速かつ安定した画一的処理の必要から設けられた同条の趣旨に反する」。

②「一般債権者が所有者名義のみで平成22年最判の事案のような立替払方式であるか否かを区別することはできず、登録、代金決済の有無、未払債務を担保するために所有権が留保されているか否かについて当然に判断することができるとは限らず、本件留保所有権を別除権として認めることは一般債権者に不測の損害を被らせる。

本判決は、前提として原審の判示に、破産手続開始決定前から本件自動車がBの登録名義となっていることから「本件破産者(A)が本件自動車の所有者ではなく、本件自動車が破産財団を構成するものでないことについては一般債権者も覚知し得るものであった」とする判示を加えた上で、①について「原債権及びその担保権の移転を債務者に対抗するために対抗要件を具備する必要がないと解される法定代位について、破産法49条が、破産手続において特別に登記・登録をすべきことまでを求めているとは解されない」ことを確認し、「少なくとも、本件自動車が本件販売店の名義で登録されている以上、控訴人(Y)において直ちにこれを本件破産者の一般財産に属するものとして扱えないことについては公示されているといふべきであるし、本件割賦代金の弁済の程度、本件破産者(A)の期限の利益喪失の有無、受託保証人である被控訴人(X)の弁済の有無については、破産管財人である控訴人(Y)において調査可能な事項と解されるから、所有者の登録名義のみでは契約方式等が判然としないことを理由に、画一的処理の要請から、本件開始決定前に被控訴人(X)が本件自動車の所有者としての登録を受けない限り別除権を行使することはできないと解すべき理由はないといふべきである」と判示し、Yの主張を排斥した。

また、②について「一般債権者との関係についてみても、本件販売店が所有者としての登録を受けることで、本件破産者(A)又はその一般債権者が本件自動車の交換価値を把握するものでない

ことについては公示されているといえるから、一般債権者に不測の損害を被らせることにはならないといふべきである。かえって、本件破産者(A)は、本件割賦代金を5分の1程度(本件割賦代金284万9,964円のうち55万0,064円)しか弁済していないにもかかわらず、このような場合にも、被控訴人(X)の別除権行使を否定して、本件自動車を本件破産者の一般財産に属するものとして扱うことは、一般債権者にいわば棚ばた的な利益を与えることとなり、相当ではない」と判示し、Yの主張を排斥した。

判例の解説

一 はじめに

実務上、自動車販売店(以下、単に「販売店」という。)から割賦販売で普通自動車(以下、単に「自動車」という。)を購入する際に、系列の信販会社が代金の立替払いを行い、購入者が同信販会社に分割して支払いを行う(いわゆる立替払方式)、ないしは、信販会社が購入者の委託を受けて割賦代金を連帯保証し、販売店の委託を受けて割賦代金の取立て及び受領をする(いわゆる保証委託方式)ということがよく行われている。その場合、自動車について販売店の所有権が留保され、登録名義も販売店のままとなっていることが多く、購入者、販売店、信販会社の三者間の契約により、購入者が割賦代金の支払いを怠る等した場合には、(保証委託方式の場合は、信販会社が割賦代金の残金を販売店に弁済した上で)信販会社が自動車の留保所有権を行使することができる旨が定められている¹⁾。

このような三者間取引において、自動車の購入者につき破産手続開始決定があった場合に、信販会社が自動車の留保所有権を、自動車の登録名義を販売店としたまま²⁾で、自己の登録名義を備えることなく破産手続によらずに別除権(破産法65条)として権利行使することができるかについて、近時活発に議論されている³⁾。

その議論の出発点となったのが、周知のとおり、民事再生(個人再生)手続の事案で、自動車について留保所有権を有する信販会社は、民事再生手続開始決定時に自動車について自己の登録名義を備えていなければ、留保所有権を別除権として行使することはできないと判示した上記の平成22年最判である。同判示は破産の事案においてもあ

てはまるものと一般に解されており、平成 22 年最判と同様の事案については、信販会社が自動車の留保所有権を別除権として行使するためには、破産手続開始決定時までに自己の登録名義を備えている必要があると解されている⁴⁾。

ここで、平成 22 年最判の事案は、立替払方式の事案であり、保証委託方式である本件とは事実関係や法律構成が異なっている点に留意する必要がある。さらに、本件は、後記のとおり信販会社が平成 22 年最判を受けて改訂した約款に基づく契約であるという点においても平成 22 年最判の事案と異なっている。なお、平成 22 年最判の事案と同様に立替払方式の事案であったとしても、改訂後の約款を用いた契約の事案について、平成 22 年最判の射程が当然に及ぶものではないことにも留意する必要がある。

二 平成 22 年最判後の実務の動向

平成 22 年最判を受けて、多くの信販会社は上記の三者間契約の約款を改訂した（以下では、平成 22 年最判を受けて改訂した約款を「新約款」、改訂がなされていない約款を「旧約款」という。）。

すなわち、平成 22 年最判の事案では、①自動車の留保所有権の被担保債権の範囲に販売店の有する自動車売買代金以外の債権（手数料等）が含まれていたこと、②三者間契約の約款上は販売店が留保所有権の主体であることが明示されていなかったこと、③信販会社が留保所有権を取得する根拠が明確に記載されていなかったこと等の特徴があり、信販会社の留保所有権の取得は合意に基づくものであって、信販会社は自動車につき自己の登録名義を備えなければ留保所有権を別除権として行使することができないと判断されていたところ、新約款では、①留保所有権の被担保債権の範囲が販売店の有する債権に限定され、②販売店が留保所有権の主体であることが明示され、③信販会社が留保所有権を取得する根拠が法定代位であることが明示されているという特徴がある⁵⁾。

近時、保証委託方式の新約款を用いた自動車の購入者が破産した事案について、いくつかの下級審裁判例が相次いで出されている。いずれも法定代位を根拠として⁶⁾、信販会社が自動車の留保所有権を、自己の登録名義を備えることなく別除権として行使すること（管財人に対する自動車の引渡請求）を認めている（札幌地判平 28・5・30 金法

2053 号 86 頁及びその控訴審である札幌高判平 28・11・22 金法 2056 号 82 頁、札幌地判平 28・12・21 判例集未登載、並びに本判決の原審である上記札幌地判平 28・9・13⁷⁾等。なお、破産の事案で、立替払方式・新約款に関して別除権行使を認めた裁判例（管財人からの不当利得返還請求を否定）として大阪地判平 29・1・13 金法 2061 号 80 頁がある。）。本判決はそこに高裁裁判例の一つ加えるものであり、破産・民事再生を含め新約款に関する最高裁判例が出されていない現状において、新約款に基づく自動車留保所有権にかかる倒産実務上の取扱いをリードしていく裁判例として注視すべきものである（なお、本件は上告や上告受理の申立てがなされず確定している。本件と同様の事案（破産・保証委託方式・新約款）で、本件と同様に信販会社の別除権の行使を認めた上記札幌高判平 28・11・22 については、現在上告及び上告受理申立てがなされているということであり、近く当該事案に関する最高裁の判断が示される可能性がある。）。

なお、近時締結された契約については新約款によるものが多数を占めていると思われるが、旧約款による契約が継続している場合など、現在でも旧約款に基づく契約は存在しており、当面は新約款と旧約款が併存する状況が続くことが見込まれる。しかしながら、旧約款についても未だに平成 22 年最判の射程がどこまで及ぶかについて争いがあり、混沌とした状況が続いている⁸⁾。

三 本判決の検討

本判決は、破産の事案で、保証委託方式の新約款に関して、信販会社が自動車の留保所有権を、自己の登録名義を備えることなく別除権として行使すること（自動車の引渡請求）を認めたものであり、上記のとおり、近時の新約款にかかる裁判例の動向に従ったものといえる。他方、他の裁判例は、主として信販会社の代位弁済により、販売店の有する自動車の留保所有権が法定代位（民法 500 条）によって当然に信販会社に移転することから、信販会社は自動車の登録名義（對抗要件）を備えることなく留保所有権を別除権として行使することができる、という論理のみで判示するものも多いが、本判決はより踏み込んで、自動車の登録名義が販売店名義となっていることにより「破産者の一般財産に属するものとして扱えないこと」について公示がなされており、その

ような財産を一般財産（破産財団）に属するものとして扱うことは一般債権者に「棚ぼた的な利益を与える」⁹⁾ ことになると判示している点が注目される。

すなわち、本判決は、約款文言の形式的解釈及び法形式に基づく条文の解釈のみで結論を出すのではなく、実質論にも踏み込んで、留保所有権の実質及び利害関係人の利益状況や公平を考慮した上で判示している（なお、本判決の原審には、「販売店の自動車の所有権留保が登録名義により公示されていることから、信販会社が所有権留保を別除権として行使することによって一般債権者に不測の損害をもたらすことはない」という趣旨の判示があるが、上記のとおり、本判決では判示が追加され、より具体的に正確な内容となっている。）。)

また、本判決は、販売店・信販会社間の基本契約にも言及し、詳細に検討した上で、自動車の留保所有権に関して契約当事者間で合意及び確認された内容を具体的に認定している（そこで認定された内容は上記の事実の概要記載のとおりである。）。)

これらの判示は同様の約款に基づく他の事案や他の約款に基づく事案を検討する際の参考となるもので、評価できるものと考えられる¹⁰⁾。

四 結語

破産者が信販会社を利用して割賦販売で自動車を購入し、自動車の登録名義が販売店のままとされているケースは未だに多く、その場合に信販会社が留保所有権を別除権として行使することができるか否かは、倒産実務の運用に大きく関わる問題である¹¹⁾。そのため、早期に最高裁において立替払方式、保証委託方式及び新約款、旧約款のいずれについても適用可能な、一般性を有する判断が示され、破産実務の方向性を導いていくことが望まれる。

●——注

- 1) このような取引の実態及び意義については、伊藤和規「自動車メーカー系販売金融会社の留保所有権と倒産手続での処遇に関する考察」金法 2052 号（2017 年）18 頁、20～21 頁。
- 2) 販売店の有していた留保所有権を信販会社が行使するという法律構成をとる場合、自動車の登録名義が販売店となっていなければ、そもそも販売店自身が留保所有権を別除権として行使することができないと解される（岡伸浩ほか編『破産管財人の財産換価』(商事法務、2015 年)

721 頁 [杉本和士執筆] から、信販会社も留保所有権を行使する余地はないと解される。

- 3) 阿部弘樹ほか「登録名義を有しない自動車所有権留保の破産手続上の取扱いに関する実務の流れと問題点の検討——平成 22 年 6 月 4 日最高裁判決を契機として」債管 155 号（2017 年）64 頁及びそこに掲載された文献を参照。なお、自動車の留保所有権を別除権として行使できるか否かという問題は、破産手続開始決定前に信販会社が自動車を引き上げ、その売却代金を債権に充当した場合に、否認権（破産法 162 条）を行使することができるかという問題と表裏一体の問題である。阿部ほか・前掲 75～82 頁、中西正「対抗要件を欠く担保権の実行と偏頗行為危機否認」債管 155 号（2017 年）83 頁、伊藤眞「最二小判平 22.6.4 の Nachleuchten（残照）——留保所有権を取得した信販会社の倒産手続上の地位」金法 2063 号（2017 年）36 頁、46～48 頁も参照。
- 4) 中山孝雄＝金澤秀樹編『破産管財の手引 [第 2 版]』(きんざい、2015 年) 220 頁 [土屋毅執筆]、岡ほか・前掲注 2) 357 頁 [内藤滋執筆]、野村剛ほか『破産管財実践マニュアル [第 2 版]』(青林書院、2014 年) 109 頁。
なお、ここでいう登録名義が破産管財人に対する「対抗要件」であるかについては議論がある。伊藤眞『破産法・民事再生法 [第 3 版]』(有斐閣、2014 年) 330 頁注 3 及びそこに掲載された文献を参照。
- 5) 旧約款及び新約款の内容の詳細については、阿部ほか・前掲注 3) 70 頁以下を参照。
- 6) 法定代位の場合でも、信販会社が対抗要件（登録名義）を備える必要があるとの見解（小山泰史「判批」金法 1929 号（2011 年）59 頁）もあるが、一般的に法定代位の場合に対抗要件は不要と解されており（千葉恵美子「複合取引と所有留保」内田貴＝大村敦志編『民法の争点』(有斐閣、2017 年) 154 頁)、これらの裁判例も対抗要件（登録名義）は不要と解している。
- 7) 同裁判例の評釈として、後藤泰己＝須藤惇「自動車登録名義を具備していない留保所有権者による別除権行使の可否」新・判例解説 Watch (法七増刊) 20 号（2017 年）243 頁。
- 8) 近時の下級審裁判例の動向及びその評価については、伊藤・前掲注 3) 39～41 頁を参照。
- 9) 信販会社の留保所有権が別除権として認められない場合には、自動車は換価され売買代金は一般債権者の配当原資となる。なお、この場合、破産管財人が自動車の換価をするためには、登録名義を有する販売店の協力を得る必要がある。野村ほか・前掲注 4) 109 頁参照。
- 10) なお、上記札幌高判平 28・11・22 も本判決とほぼ同様の判示をしている。
- 11) 阿部ほか・前掲注 3) 66～67 頁、園尾隆司「所有権留保自動車の引上げが行われた場合の破産手続の取扱い」債管 155 号（2017 年）91 頁、94～95 頁。

弁護士 阿部弘樹